

第4 令和2年度（2020年度）連携型中高一貫教育を実施する 道立高等学校入学者選抜実施要項

（令和元年（2019年）9月20日教育長決定）

この要項は、令和2年度（2020年度）の連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校の入学者の選抜における連携型入学者選抜（以下「連携型入学者選抜」という。）、一般入学者選抜（以下「連携型一般入学者選抜」という。）及び推薦入学者選抜（以下「連携型推薦入学者選抜」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 連携型入学者選抜

(1) 対象校

連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校（以下「連携高等学校」という。）

【留意事項】

1 対象校は次のとおりである。

連携高等学校	連携中学校
北海道鶴川高等学校	むかわ町立鶴川中学校
北海道上川高等学校	上川町立上川中学校
北海道湧別高等学校	湧別町立上湧別中学校
	湧別町立湧別中学校
北海道鹿追高等学校	鹿追町立鹿追中学校
	鹿追町立瓜幕中学校
北海道広尾高等学校	広尾町立広尾中学校
北海道羅臼高等学校	羅臼町立知床未来中学校
★北海道えりも高等学校	えりも町立えりも中学校

※ 連携型中高一貫教育を実施している市町村立高等学校には、★印を付している。

2 次の高等学校及び義務教育学校については、特例として、連携型入学者選抜を実施する。

高等学校	義務教育学校
北海道湧別高等学校	湧別町立芭露学園

3 道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下「推薦要項」という。）、連携型一般入学者選抜、連携型推薦入学者選抜及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項（以下「有朋高校要項」という。）並びに市町村立高等学校の入学者選抜の実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの連携型入学者選抜により出願することはできない。

連携型要項

(2) 出 願 資 格

連携型中高一貫教育を実施している中学校及び特例として連携型入学者選抜を実施する義務教育学校（以下「連携中学校等」という。）を令和2年（2020年）3月末日までに卒業見込みの者（令和2年（2020年）1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。）

(3) 募 集 人 員

別に告示するところによる。

(4) 入 学 者 の 範 囲

募集人員の範囲内の数とする。

(5) 出 願 の 受 付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和2年1月21日（火）～令和2年1月24日（金）	9：00～16：30 （24日は12：00までとする。）

【留意事項】

入学願書等の配布については、連携高等学校において、令和元年（2019年）12月6日（金）から行うこと。

(6) 出 願 の 手 続

ア 出願書類の交付

連携高等学校の校長は、当該連携中学校等の校長から出願書類の請求があったときは、次の書類を交付するものとする。

(ア) 入学願書

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式）

【留意事項】

入学願書用紙、写真台紙・受検票用紙は、学校教育局高校教育課において作成する。

「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙、入学確約書用紙等は連携高等学校において作成するものとし、出願者一覧表用紙等は連携中学校等において作成する。

なお、入学願書と写真台紙・受検票は切り離さないこと。

(イ) 写真台紙（一般要項の別記様式1による。）

(ウ) 「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙

【留意事項】

「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙は、当該連携高等学校の校長が定める様式によること。

イ 出願書類の提出及び受付

(ア) 入学願書の提出

出願者は、入学検定料として、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

【留意事項】

入学願書の記載方法

- 1 「※受検番号」の欄の左余白に(連)と朱書すること。
- 2 「出願学科」の欄には、志望する学科名を記入すること。

(イ) 連携中学校等の校長の手続

連携中学校等の校長は、次の書類を当該連携高等学校の校長に提出すること。

- a 入学願書
- b 写真台紙
- c 受検票
- d 「中高一貫教育による学習のまとめ」
- e 出願者一覧表（一般要項の別記様式2による。）

【留意事項】

a～eの書類は、出願時に一括して提出すること。

(ウ) 連携高等学校の校長の手続

- a 連携高等学校の校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（一般要項の別記様式5による。）を当該連携中学校等の校長に交付すること。
- b 連携高等学校の校長は、令和2年（2020年）1月29日（水）までに受検票を当該連携中学校等の校長を経由して出願者に交付すること。

【留意事項】

受検票を当該連携中学校等の校長に郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。

- c 連携高等学校の校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（一般要項の別記様式6による。）に記入すること。

(7) 出願状況の発表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	1月28日（火）	10：00	連 携 高 等 学 校
全 道（発表）			高 校 教 育 課

【留意事項】

出願状況の発表は、出願状況（一般要項の別記様式18）によること。

(8) 出 願 変 更

連携型入学者選抜においては、出願変更は認めない。

(9) 面 接 等

面接等は、令和2年（2020年）2月13日（木）に行うこと。

ア 面接等の会場

面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

連携型要項

イ 面接

面接は、連携高等学校の校長の定めるところにより実施する。

なお、連携高等学校の校長は、面接の時間等について、あらかじめ当該連携中学校等の校長に通知すること。

ウ 英語の聞き取りテスト等

連携高等学校の校長は、中高一貫教育の内容を踏まえて、出願者の全員について、一定の時間を定めて、英語の聞き取りテスト、英語による問答、作文及び「中高一貫教育による学習の発表」から一又は複数を行うことができる。

なお、連携高等学校の校長は、英語の聞き取りテスト等の時間等について、あらかじめ当該連携中学校等の校長に通知すること。

【留意事項】

- 1 面接日の登校時間は、あらかじめ当該連携中学校等の校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
- 2 特別の事情により所定の日時に面接等を受けることができない者は、連携中学校等の校長を経由して当該連携高等学校の校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる。
- 3 連携高等学校の校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。

(10) 選 抜 の 方 法

連携高等学校の校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

ア 「中高一貫教育による学習のまとめ」

イ 面接の結果

ウ 英語の聞き取りテスト、英語による問答、作文及び「中高一貫教育による学習の発表」から一又は複数を実施した場合は、その結果

(11) 合格内定者の通知及び入学の確約

ア 連携高等学校の校長は、合格内定者に、令和2年（2020年）2月20日（木）までに当該連携中学校等の校長を経由して合格内定通知書（推薦要項の別記様式5に準ずる。）を交付するとともに、出願者一覧表等を用いて当該連携中学校等の校長に対し、合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

【留意事項】

アの書類を当該連携中学校等の校長に郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。

イ 連携中学校等の校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書（推薦要項の別記様式6に準ずる。）を提出させ、その入学確約書を令和2年（2020年）2月21日（金）から2月26日（水）正午までの間に当該連携高等学校の校長に送付すること。

【留意事項】

連携中学校等の校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を令和2年（2020年）2月26日（水）正午までに電話で当該連携高等学校の校長に報告すること。

(12) 合格内定者数の発表

推薦要項の「11 合格内定者数の発表」により行うこと。

(13) 再 出 願

- ア 合格内定とならなかった者については、当初出願した課程・学科と関わりなく再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。
- イ 再出願は、推薦要項の「12 再出願」により行うこと。

【留意事項】
 連携中学校等の校長は、令和2年（2020年）2月28日（金）までに、再出願者の個人調査書を再出願先の高等学校（市立札幌大通高等学校を除く。）の校長あて送付すること。

(14) 合 格 発 表

連携高等学校の校長は、令和2年（2020年）3月17日（火）午前10時に合格者の受検番号を発表（掲示）するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

- 1 連携高等学校の校長は、合格者の発表後速やかに、当該連携中学校等の校長に対し、当該連携中学校等からの受検者についての合格者の受検番号及び氏名を通知すること。
 なお、郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。
- 2 連携高等学校の校長は、合格者の受検番号について、合格発表後速やかに当該連携高等学校のウェブページに掲載すること。

(15) 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 高校教育課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	出願状況	1月27日（月）	10:00まで	電話 又は ファックス	13:00まで	C.S.	一般要項の別記様式18
2	連携型入学者選抜面接等欠席・延期者の状況	2月13日（木）	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
3	連携型入学者選抜合格内定者数	2月19日（水）	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
4	入学確約書を提出しなかった者の数	2月27日（木）	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

※ C.S.は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

(16) そ の 他

- ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- イ 特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒が出願しようとする場合は、連携中学校等の校長は当該連携高等学校の校長にその事情を説明し、当該連携高等学校の校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
- ウ この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

【留意事項】
 次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における、連携高等学校の校長から再出願先の高等学校校長への出願書類の送付

2 連携型一般入学者選抜

連携型一般入学者選抜は、一般要項により実施する。ただし、出願資格、実募集人員及び出願変更については次によるものとする。

(1) 出 願 資 格

一般要項の「2 出願資格」による。ただし、連携中学校等を令和2年（2020年）3月末日までに卒業見込みの者（令和2年（2020年）1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。）は、この連携型一般入学者選抜により当該連携高等学校へ出願することはできない。

【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型入学者選抜、連携型推薦入学者選抜、有朋高校要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの連携型一般入学者選抜により出願することはできない。

(2) 実 募 集 人 員

募集人員から連携型入学者選抜及び連携型推薦入学者選抜による合格内定者数を減じた数とする。

(3) 出 願 変 更

ア 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に満たない場合

一般要項の「8 出願変更」による。

イ 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に達している場合

当初出願した課程・学科と関わりなく出願を変更することができることとし、出願変更の受付期間及び受付時間並びに出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のウ、エ及びオによる。

ウ 連携型入学者選抜の結果、合格内定者数が募集人員に達している場合

当初出願した課程・学科と関わりなく出願を変更することができることとし、出願変更の受付期間及び受付時間は推薦要項の「12 再出願」の(2)により、また、出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のエ及びオによる。

3 連携型推薦入学者選抜

連携型推薦入学者選抜は、連携中学校等の第3学年の在籍者数（令和元年（2019年）5月1日現在）が、連携型入学者選抜の募集人員を下回っている場合に限り推薦要項により実施することができる。ただし、出願資格、入学者の範囲、出願変更及び出願変更の手続については次によるものとする。

(1) 出 願 資 格

推薦要項の「3 出願資格」による。ただし、連携中学校等を令和2年（2020年）3月末日までに卒業見込みの者（令和2年（2020年）1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。）は、この連携型推薦入学者選抜により当該連携高等学校へ出願することはできない。

【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型入学者選抜、連携型一般入学者選抜及び有朋高校要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの連携型推薦入学者選抜により出願することはできない。

(2) 入 学 者 の 範 囲

募集人員から連携型入学者選抜による合格内定者数を減じた数のうちの20%程度の数とする。ただし、募集人員が120名以下の場合は、30%程度の数とする。なお、小数点以下は切捨てとする。

(3) 出 願 変 更

ア 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に達している場合

出願者は、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項による入学者選抜及び連携型一般入学者選抜への出願変更を行うことができる。

イ 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に満たない場合

出願者は、募集人員から連携型入学者選抜による出願者数を減じた数の20%の数が1名に満たないとき（ただし、募集人員が120名以下の場合は、募集人員から連携型入学者選抜による出願者数を減じた数の30%の数が1名に満たないとき。）は、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項による入学者選抜及び連携型一般入学者選抜への出願変更を行うことができる。

(4) 出 願 変 更 の 手 続

出願変更の受付期間及び受付時間並びに出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のウ、エ及びオによる。